

## 公益財団法人沖縄県スポーツ協会事務嘱託員設置要項

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）の円滑な運営を図るため、公益財団法人沖縄県スポーツ協会事務嘱託員（以下「嘱託員」という。）設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 本会に嘱託員を置く。

### (職務)

第3条 嘱託員は、理事長の指揮監督を受けて、公益財団法人沖縄県スポーツ協会定款第4条に規定する事務を行う。

### (委嘱)

第4条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから理事長が委嘱する。

- (1) 経理事務に関する知識及び経験を有するもの。
- (2) その他理事長が適当と認める者。

### (任期)

第5条 嘱託の任期は、1年以内とする。但し、理事長が認めた場合、1年ごとに更新し5年を超えない範囲で更新することができる。

### (報酬等)

第6条 嘱託員の報酬の額は、日額8,200円とする。

2 嘱託員の通勤費用相当額（通勤距離が2km未満の場合は不支給）

- (1) 交通機関利用の場合は、経済的かつ合理的な経路による運賃相当額。
- (2) 自動車等利用の場合は、通勤距離に応じて通勤1回当たり110円から1,900円を支給。

### (勤務条件)

第7条 嘱託員の勤務日数は、1箇月の実日数（原則、土日祝祭日を除く）とする。

- 2 前項の規定により勤務を要しない休日及び勤務時間外に勤務を命じた場合は、休日及び時間外勤務手当を支給することができる。
- 3 嘱託員の休暇等については、理事長の定めるところによる。

### (服務)

第8条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

**(解嘱)**

第9条 理事長は嘱託員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

- (1) 第4条に規定する職務の執行を怠ったとき。
- (2) 公務を執行する者として、不相当と認められる行為をしたとき。
- (3) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

**(補則)**

第10条 この要項に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は別に定めることができる。

**附 則**

- 1 この要項は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この要項は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 3 この要項は、平成28年 1月 4日から施行する。
- 4 この要項は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 5 この要項は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 6 この要項は、令和 2年10月20日から施行する。

別紙（第7条3項関係）

	雇 用 期 間						
勤務 月数	2ヶ月	1年 2ヶ月	2年 2ヶ月	3年 2ヶ月	4年 2ヶ月	5年 2ヶ月	6年 2ヶ月
付与 日数	10	11	12	14	16	18	20

※採用2ヶ月経過後、3ヶ月目から

※1年以内に取得しなかった年次有給休暇は、付与日から2年以内に限り繰り越して取得することができる。